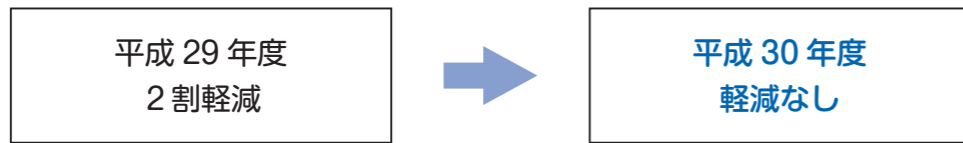
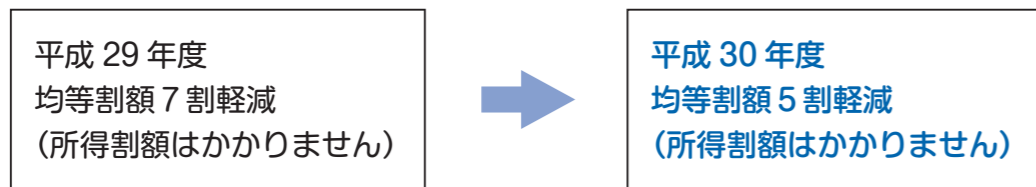


◆保険料の所得割額（所得に応じて負担する保険料）の軽減<< 2割軽減→軽減なしへ見直し>>
被保険者の総所得金額等が

「基礎控除（33万円）」+ 58万円 を超えない方の保険料所得割額



被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減<< 7割軽減→5割軽減へ見直し>>



対象となる方…資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた方

平成30年度後期高齢者医療保険料の納め方について

後期高齢者医療保険料は、特別徴収（年金からの差し引き）又は普通徴収（納付書又は口座振替）により納めることになります。

特別徴収の方

平成30年4月より年金からの差し引きにより保険料を納めていただきます。

普通徴収の方

平成30年7月より納付書又は口座振替により保険料を納めていただきます。

また、現在普通徴収の方（年金受給額が年間18万円未満の方等を除く）で、平成29年6月以降に75歳の誕生日を迎えられた方は、次のとおり平成30年度途中から特別徴収となりますのでご注意ください。

75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収の開始月
平成29年 4月 2日 ~ 平成29年 5月31日 の間	普通徴収はありません	開始済(平成29年10月から)
平成29年 6月 1日 ~ 平成29年10月 1日 の間	普通徴収はありません	平成30年 4月から
平成30年10月 2日 ~ 平成30年 3月31日 の間	平成30年 7・8・9月	平成30年10月から

※後期高齢者医療保険料を特別徴収（年金からの差し引き）により納めている方は、申し出により、保険料を口座振替での納付へ変更することができます。

問合せ先 健康ほけん課 国保年金係 ☎ 72-1295

後期高齢者医療被保険者の方へお知らせ

後期高齢者医療制度の対象となる方

- ・75歳以上の方（75歳の誕生日から自動的に加入）
- ・65歳から75歳未満の方で一定の障がいがある方（市(区)町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入）
 - ※一定の障がいがある方とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級及び4級の一部の方などです。
 - ※一定の障がいに該当する方の加入（障がいの認定の申請）は任意です。障がいの認定は、いつでも申請することができ、いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼって申請、撤回することはできません。
 - ※生活保護を受けている方及び外国人の方で在留期間が3か月未満である方などは対象になりません。

平成30・31年度の保険料率が決定しました。据え置き

- ・熊本県後期高齢者医療広域連合では2年毎の保険料率の見直しにより、次のとおり決定しました。

$$\begin{array}{l}
 \text{保険料額} \\
 \text{（年額）} \\
 \text{※上限額が年額57万円から} \\
 \text{62万円へ変更となります。}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{均等割額} \\
 \text{（被保険者1人当たり）} \\
 \mathbf{47,900\text{円}}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{所得割額} \\
 \left[\begin{array}{l} \text{総所得金額等} - 33\text{万円} \\ \text{（基礎控除）} \end{array} \right] \\
 \times \\
 \text{所得割率} \\
 \mathbf{9.26\%}
 \end{array}$$

平成30年度は保険料の軽減内容が見直されます。

所得が低い方や被用者保険加入者（※）に扶養されていた方の保険料は、継続して軽減されますが、一部軽減割合等が見直されます。

（※）被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

所得が低い方の軽減

◆保険料の均等割額の軽減<< 5割・2割軽減対象者の拡大>>

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合計額が

- 「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合 → 保険料の均等割額を **9割軽減**
- 「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯 → 保険料の均等割額を **8.5割軽減**
- 「基礎控除額（33万円）」+「27万5千円×世帯の被保険者数」を超えない世帯（拡大） → 保険料の均等割額を **5割軽減**
- 「基礎控除額（33万円）」+「50万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯（拡大） → 保険料の均等割額を **2割軽減**

*均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。